

八雲町空家等対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八雲町空家等対策計画（以下「対策計画」という。）に基づき実施する、空家等の除却又は改修に要する一部を補助することにより、町民の安全で安心な生活環境の形成及び街なかへの居住を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、概ね1年以上居住その他の使用実績がない一戸建ての住宅（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等で、住宅地区改良法第2条第4項に規定するものをいう。
- (3) 子育て世帯 補助申請日に属する年度の末日において、中学校卒業前の子とその子を扶養する者が同居している世帯をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者（登記事項証明書的所有権に関する事項に記載されている個人所有のものに限る。）又はその相続権を有する者をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助事業の対象は、除却工事及び耐久性能の向上に資する改修工事とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 除却工事は、特定空家等の全部を除却し、その敷地を更地にする工事とする。
 - (2) 耐久性向上改修工事は、昭和56年6月1日以降に着工した八雲町立地適正化計画において定めた居住誘導区域内の下水道を完備する空家等の外壁、屋根の全面を改修する工事（塗装工事を除く。）又は、床の全面改修工事（断熱改修又はバリアフリー改修工事）に伴う給排水設備機器の交換工事（便器及び冷暖房機器等を除く。）で、その工事に要する費用が30万円以上のものとする。
- 2 補助対象工事について、国・北海道又は町の制度による他の補助・助成等を受ける場合は、当該補助、助成等の対象となる工事と明確に区分することができるものでなければならない。

- 3 補助対象工事は、八雲町内に主たる営業所を有する事業者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく建設業の許可を受けた者のほか、第 1 項第 1 号に定める除却工事にあつては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項に基づく解体工事業の登録を受けた者とし、第 1 項第 2 号に定める耐久性向上改修工事にあつては、住宅リフォーム工事に関する施工実績を有する者とする。
- 4 補助対象工事は、原則として申請年度の 1 2 月末日までに完了するものとする。

（補助対象者）

第 4 条 補助事業の対象者は、所有者等でかつ町税の滞納及び暴力団員でない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 特定空家等の所有者等のうち、所有権の相続人が複数人いる場合にあつては、全員の同意が得られた者、若しくは町長が所有者又は相続人と同等と認めるものとする。
- （2） 耐久性向上改修工事をして居住する空家の所有者（空家の取得後 3 年以内及び耐久性向上改修工事終了後 3 年以上居住する者）にあつては、子育て世帯とする。

（補助金の交付額）

第 5 条 補助金の交付額は、次の各号により定める額で、予算の範囲内とする。（1） 除却工事

補助対象工事に要する費用（住宅部分に限る。以下同じ。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、50 万円を限度額とする。ただし、家財等の処分費用を除く。

（2） 耐久性向上改修工事

補助対象工事に要する費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、500 万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- （1） 実施計画書（様式第 2 号）
- （2） 町税の納税証明書
- （3） 住民票（耐久性向上改修工事にあつては、世帯全員）
- （4） 空家の登記事項証明書

- (5) 除却工事は、概ね1年以上居住その他の使用実績がない証明書
 - (6) 補助対象空家の付近見取図および2面以上の全景写真（改修工事にあつては、改修箇所の写真とする。）
 - (7) 各階平面図および工事内容がわかるもの
 - (8) 補助対象工事を請け負うことができる事業者であることを証する書類
 - (9) 補助対象工事の見積書（工事内容がわかるもの）の写し
 - (10) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知する者とする。

3 町長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付し、又は補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助対象工事の着手）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第2項の規定による通知を受けた日以降に、補助対象工事に係る契約を締結し、着手しなければならない。

（申請の取り下げ）

第9条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下げ届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。この場合は、交付決定者にあつては、第7条第2項に規定する交付決定通知書を添付するものとする。

2 交付決定者から前項の規定により届出があつたときは、補助金の決定はなかつたものとみなす。

（変更申請）

第10条 交付決定者は、補助対象工事に係る工事の内容又は補助金の額を変更しようとするときは、工事内容等変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該申請において、補助金の増額はできないものとする。

- (1) 変更後の実施計画書（様式第2号）
- (2) 変更しようとする第6条第3号から第8号に規定する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更承認)

第 11 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定額の変更を承認する者に対しては変更承認・補助金交付決定変更通知書(様式第 7 号)により、補助金の交付決定額に変更がない者に対しては変更承認通知書(様式第 8 号)により、それぞれ通知するものとする。

2 町長は、前項に規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付して、又は申請に係る事項について修正を加えて通知することができる。

(実績報告)

第 12 条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日または町長が指定する日から 30 日以内のいずれか早い日までに実績報告書(様式第 9 号)に次の書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事写真(施工前及び施工後。耐久性向上改修工事にあつては、施工中で耐久性向上改修の確認できるものを含む。)
- (3) 入居した子育て世帯全員の住民票(除却工事を除く)
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト D 票)の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて完了検査等を行い、当該報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第 10 号)により速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定及び通知をするものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、前条の規定による補助金の額を確定後、交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の措置に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 交付決定者が暴力団員であることが判明したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第 17 条 町長は、第 13 条第 2 項による命令又は第 15 条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは、交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、八雲町補助金等交付規則(平成 17 年八雲町規則第 42 号)に定めるところによる。

第 19 条 町長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八雲町空家等対策支援補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定については、施行日以後に耐久性向上改修工事をして居住する空家等を取得したものについて適用し、施行日前に取得した空家等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。